

随意契約内容の公表について

京都市上下水道局の随意契約のうち、次の契約を公表します。

1 対象契約

令和4年度上半期（4月～9月）契約分

- (1) 契約金額が250万円を超える工事請負に係る契約
- (2) 契約金額が250万円を超える測量、設計等の委託に係る契約
- (3) 契約金額が500万円以上の物品等の調達に係る契約（物件の購入、賃借、委託等）

2 公表する内容

- (1) 契約の件名
- (2) 担当所属名
- (3) 契約締結日
- (4) 履行期間
- (5) 契約の相手方の住所及び商号等
- (6) 契約金額（税込み）
- (7) 契約内容
- (8) 随意契約の理由
- (9) 根拠法令
- (10) 契約の相手方の選定理由

3 閲覧

契約会計課執務室内及びホームページにおいて閲覧に供します。

4 公表の時期

半期ごとに取りまとめて公表します。

5 公表の期間

公表の日の翌日から起算して1年が経過する日の属する年度の末日まで。

随意契約一覧表

整理 番号	契約日	件 名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和4年04月01日	琵琶湖疏水記念館における「KYOTOGRAPHIE」運営企画業務	7,499,800	上下水道局総務部総務課	一般社団法人KYOTOGRAPHIE	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
002	令和4年05月16日	市民への琵琶湖疏水啓発業務	7,499,413	上下水道局総務部総務課	株式会社JTB京都支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
003	令和4年06月30日	琵琶湖疏水記念館コーヒースタンド等運営業務	12,996,500	上下水道局総務部総務課	株式会社WAREHOUSE	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
004	令和4年07月20日	市内集客施設と連携した琵琶湖疏水啓発業務委託	10,000,000	上下水道局総務部総務課	株式会社 JR西日本コミュニケーションズ京都支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
005	令和4年07月22日	琵琶湖疏水記念館の魅力向上に向けた整備に係る設計業務	9,339,000	上下水道局総務部総務課	メラークテクチャ アーキテクト建築研究所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
006	令和4年07月22日	琵琶湖疏水記念館の魅力向上に向けた施設整備業務	33,000,000	上下水道局総務部総務課	UDS株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
007	令和4年04月01日	南部拠点整備事業におけるPC等移転に係る設定変更作業委託	8,635,000	上下水道局総務部総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
008	令和4年04月01日	イントラネット仮想化基盤及びイントラ系サーバ等の運用保守業務委託	10,263,000	上下水道局総務部総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
009	令和4年04月01日	料金系ネットワーク管理機器等の運用保守業務委託	7,788,000	上下水道局総務部総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
010	令和4年04月01日	電子計算機システム企画・運用等支援業務委託（料金系）	19,360,000	上下水道局総務部総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
011	令和4年04月01日	京都市上下水道局の業務系システムサーバ統合に関するコンサルティング業務（その2）	26,113,230	上下水道局総務部総務課	公益財団法人京都高度技術研究所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
012	令和4年04月01日	電子計算機システム企画・運用等支援業務委託（イントラ系）	26,477,000	上下水道局総務部総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
013	令和4年04月01日	水道料金系システム保守業務委託	17,325,000	上下水道局総務部総務課	日本電気株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
014	令和4年04月01日	システム運用支援業務委託	26,763,000	上下水道局総務部総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
015	令和4年04月01日	京都市上下水道局業務系システム仮想化サーバ設計及び構築業務	19,602,000	上下水道局総務部総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
琵琶湖疏水記念館における「KYOTOGRAPHIE」運営企画業務
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市上京区相国寺門前町670-10
一般社団法人KYOTOGRAPHIE
- 6 契約金額（税込み）
7,499,800円
- 7 契約内容
本件業務は、琵琶湖記念館を起点として賑わいを創出し、同館が位置する蹴上・岡崎エリアの活性化及び琵琶湖疏水のさらなる魅力発信を目的に、京都を舞台に開催されている、国際的な写真祭「KYOTOGRAPHIE」を記念館において開催するものである。
- 8 随意契約の理由
本件業務委託については、本件は、琵琶湖疏水記念館において、国内外の重要作家の貴重な写真作品や写真コレクションを、趣のある歴史的建造物やモダンな近現代建築の空間に展示する写真祭「KYOTOGRAPHIE」の運営企画を行うものである。「KYOTOGRAPHIE」は、一般社団法人 KYOTOGRAPHIE が創設し、これまで実施されてきたイベントであり、同イベントの企画運営に当たっては、一般社団法人 KYOTOGRAPHIE以外の者では履行することができず、その性質が競争入札に適さない。このため、受託事業者との契約に当たっては、随意契約を採用した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
「KYOTOGRAPHIE」は、一般社団法人 KYOTOGRAPHIEが創設し、これまで実施してきたイベントであり、その運営企画業務においては他の者では履行し得ないため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
市民への琵琶湖疏水啓発業務
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年5月16日
- 4 履行期間
令和4年5月16日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区河原町通松原下ル2丁目富永町338
京阪四条河原町ビル7階
株式会社JTB京都支店
- 6 契約金額（税込み）
7,499,413円
- 7 契約内容
市民への琵琶湖疏水啓発業務
- 8 随意契約の理由
価格だけでなく、これ以外の要件（企画内容や実施体制等）における競争によっても契約の相手方を選定する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式の事業者募集における提案内容について、要項により定めた資格・評価基準に基づき審査及び評価を行った結果、応募のあった上記5の事業者を選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
琵琶湖疏水記念館コーヒーブース等運營業務
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年6月30日
- 4 履行期間
令和4年6月30日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区玉蔵町121番地 美濃利ビル503
株式会社WAREHOUSE
- 6 契約金額（税込み）
12,996,500円
- 7 契約内容
本件業務は、琵琶湖記念館を起点として賑わいを創出し、同館が位置する蹴上・岡崎エリアの活性化及び琵琶湖疏水のさらなる魅力発信を目的に、コーヒーブースを含む飲食ブースの運営を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件業務委託については、価格だけでなく、これ以外の要件（企画内容や実施体制等）における競争によっても契約の相手方を選定する必要があることから、公募型プロポーザルによって受託事業者を選定した。
このため、受託事業者との契約に当たっては、随意契約を採用した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式の事業者募集における提案内容について、要項により定めた資格・評価基準に基づき審査及び評価を行った結果、応募のあった株式会社WAREHOUSEを選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
市内集客施設と連携した琵琶湖疏水啓発業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年7月20日
- 4 履行期間
令和4年7月20日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区塩小路通新町西入東塩小路町614 新京都センタービル8階
株式会社JR西日本コミュニケーションズ京都支社
- 6 契約金額（税込み）
10,000,000円
- 7 契約内容
本業務は、京都市水道110周年の該当年度に、琵琶湖疏水の魅力発信及び琵琶湖疏水記念館への誘客を目的とし、京都駅に隣接し、観光案内所や観光情報センターのほか、ホテル、百貨店、飲食店、みやげ店などの専門店などを有する「京都駅ビル」と連携した取組を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件業務委託については、価格だけでなく、これ以外の要件（企画内容や実施体制等）における競争によっても契約の相手方を選定する必要があることから、公募型プロポーザルによって受託事業者を選定した。
このため、受託事業者との契約に当たっては、随意契約を採用した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式の事業者募集における提案内容について、要項により定めた資格・評価基準に基づき審査及び評価を行った結果、株式会社JR西日本コミュニケーションズ京都支社が資格を満たす者の中で最高評価点を獲得したため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
琵琶湖疏水記念館の魅力向上に向けた整備に係る設計業務
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年7月22日
- 4 履行期間
令和4年7月23日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区谷町6丁目3-25 LOK2F-3
メラーキテクチャ アーキテクト建築研究所
- 6 契約金額（税込み）
9,339,000円
- 7 契約内容
本委託業務は、琵琶湖疏水記念館の魅力向上に向けた整備に係る設計業務を行うことを目的とする。
本業務の委託事業者の選定に当たっては、価格競争だけでなく、整備の基本的な考え方を示す「琵琶湖疏水記念館整備基本計画」及び「設計箇所一覧表」を参考に、デザイン等の詳細の提案を行わせるものである。
- 8 随意契約の理由
本件業務委託については、価格だけでなく、これ以外の要件（企画内容や実施体制等）における競争によっても契約の相手方を選定する必要があることから、公募型プロポーザルによって受託事業者を選定した。
このため、受託事業者との契約に当たっては、随意契約を採用した
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式の事業者募集における提案内容について、要項により定めた資格・評価基準に基づき審査及び評価を行った結果、メラーキテクチャ アーキテクト建築研究所が資格を満たす者の中で最高評価点を獲得したため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
琵琶湖疏水記念館の魅力向上に向けた施設整備業務
- 2 担当所属名
総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年7月22日
- 4 履行期間
令和4年7月23日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都渋谷区代々木2-28-7 代々木NTビル1階
UDS株式会社
- 6 契約金額（税込み）
33,000,000円
- 7 契約内容
本業務は、琵琶湖疏水記念館の魅力向上に向けた施設整備を目的とする。
- 8 随意契約の理由
本件業務委託については、価格だけでなく、これ以外の要件（企画内容や実施体制等）における競争によっても契約の相手方を選定する必要があることから、公募型プロポーザルによって受託事業者を選定した。
このため、受託事業者との契約に当たっては、随意契約を採用した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式の事業者募集における提案内容について、要項により定めた資格・評価基準に基づき審査及び評価を行った結果、UDS株式会社が資格を満たす者の中で最高評価点を獲得したため。

随意契約締結結果報告書

1 件名

南部拠点整備事業におけるP C等移転に係る設定変更作業委託

2 担当所属名

上下水道局総務部総務課

3 契約締結日

令和4年4月1日

4 履行期間

令和4年4月1日から令和4年5月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス

6 契約金額（税込み）

8,635,000円

7 契約内容

上下水道局南部拠点新庁舎への移転に伴い、当局が運用管理する業務システムに接続する各周辺機器（イントラ系P C、料金系P C、マッピングP C等）及びハンディーターミナル並びにネットワーク機器等全般が安定的に動作するよう、機器の設定変更及び動作確認作業を委託するものである。

8 随意契約の理由

本契約の対象となる機器は、当局のイントラ系又は料金系ネットワーク上で稼働しており、これらの設定作業には、当局の業務システムに関する知識や経験と、接続するネットワークについて豊富な知識を持ったものに委託する必要がある。さらに、定められた作業期間で効率的にすべての作業を完了させる必要がある。これらを満たす業者でなければ、業務システム及びそれと連携する各周辺システムの運用に支障をきたすおそれがあり、当局の根幹である料金業務の運用をはじめ、市民の方へも重大な影響を生じるおそれがある。

このように、本委託業務を実施するに当たって、対象となる業務システム及び端末機器や当局ネットワークに十分精通した業者に委託する必要があるが、本委託の目的を果たすことが可能な業者はイントラ系及び料金系ネットワークの保守運用を受託している業者に限定されるため、随意契約を採用するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

イントラネット仮想化基盤及びイントラ系サーバ等の運用保守業務委託

2 担当所属名

上下水道局総務部総務課

3 契約締結日

令和4年4月1日

4 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2

株式会社京信システムサービス

6 契約金額（税込み）

10,263,000円

7 契約内容

本件は上下水道局イントラネットワーク（以下「本ネットワーク」という。）上で稼働するイントラネット仮想化基盤及びイントラ系サーバ等（以下「保守対象サーバ」という。）を安定的に稼働させるために、運用保守及び障害対応等の作業を委託するものである

8 随意契約の理由

本作業委託を履行する際は、本ネットワークで接続して稼働する各種システム機器等のネットワーク構成要素および保守対象サーバの構造を熟知している必要があり、不具合が発生した場合、速やかに原因の切分けや復旧作業を実施することが求められる。本契約の相手方は既存設備等の機能を損なうことなく本ネットワークの一元的な運用管理体制を維持し、本作業委託を実施するためには、全体の構成や設定を熟知している既存設備の運用管理業務の受託者に契約の相手方が特定されることから、当該ネットワークの一元的な運用管理体制を維持しながら、本整備を実施するために随意契約を採用するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
料金系ネットワーク管理機器等の運用保守業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
7,788,000円
- 7 契約内容
局内料金系ネットワークに係る管理サーバ群及び通信機器等を正常かつ安定的に運用するための保守作業や障害対応等の業務を委託するものである
- 8 随意契約の理由
本機器は、局内料金系ネットワーク上で稼働する水道料金系システムをはじめとする料金業務を支える各種システムのセキュリティを確保し、安定的に運用する上で必要不可欠なものであるため、不具合が発生した場合に、速やかに原因の切り分けや復旧作業を求められる。当該ネットワークの一元的な運用管理体制を維持しながら、本整備を実施するためには、既存設備の供給者と随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電子計算機システム企画・運用等支援業務委託（料金系）
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
19,360,000円
- 7 契約内容
局内料金系ネットワークに係る設備機器全般についての企画・開発・導入、ヘルプデスク、ネットワーク管理及びトラブルメンテナンス等を専門的な知識と経験を有するシステムエンジニアに支援を委託する。
- 8 随意契約の理由
局内料金系ネットワークに係る設備機器全般は、相互に接続する構成であり、これらの調達及び構築は本契約相手先が行ったものである。当該ネットワークは水道料金システムや総合地図システムが稼働しているお客さまサービスを遂行する上で重要な基幹ネットワークであることから、これを一元的に管理運用し、安定稼働を図るために随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市上下水道局の業務系システムサーバ統合に関するコンサルティング業務（その2）
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
26,113,230円
- 7 契約内容
本件は、経営ビジョン・プランに基づく業務執行体制の見直しや民間活力の導入等による経営効率化の一環として、ICTの活用によるコスト縮減等を目的としたイントラ系業務システムサーバ等の統合（仮想化）に係る設計及び構築に関する、コンサルティング業務を委託するものである。
- 8 随意契約の理由
本委託業務については、令和2年度から3年度にかけて実施してきた「サーバ等の統合（仮想化）に関する調査・分析及び基本設計等に係るコンサルティング業務」に引き続き、サーバ仮想化に係る基盤設計及び構築に関する進捗管理をはじめ、仮想化基盤の調達及び構築に係る支援等を行うものであり、本件コンサルティング業務を実施するためには、支援を行う前提としての当該設計及び構築に関する当局の考え方や既存の業務システム等の基礎知識、並びに現状の問題点などの課題の洗い出し及び把握等に係る能力が必要となる。
しかしながら、本業務委託の受託者決定について入札に付そうとする場合は、前記の知識や能力等を有しない者の参加を前提とせざるを得ず、当該知識や能力を有する前段のコンサルティング業務を受託した事業者以外の者が本業務委託を受注した場合、知識の習得等に相当の期間を要し、所要の期限内において履行が完了しないおそれがあり、本業務の目的を達成できない。
また、作業進捗に遅れが生じた場合、本事業の最大のマイルストーンである仮想化基盤の運用開始時期に遅延が生じるおそれがあり、この結果、本件に係る事業費が膨らむほか、対象の各業務システムにおける仮想化に係る更新経費に関わるなど、当局の財政に大きな影響を与えることになる。

したがって、前段のコンサルティング業務を受託した事業者と随意契約を行うものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本業務委託について、前段のコンサルティング業務を受託した、公益財団法人京都高度技術研究所がその相手先として適当であると判断したものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電子計算機システム企画・運用等支援業務委託（イントラ系）
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
26,477,000円
- 7 契約内容
局内イントラ系ネットワークに係る設備機器全般についての企画・開発・導入、ヘルプデスク、ネットワーク管理及びトラブルメンテナンス等を専門的な知識と経験を有するシステムエンジニアに支援を委託する。
- 8 随意契約の理由
局内イントラ系ネットワークに係る設備機器全般は、相互に接続する構成であり、これらの調達及び当該ネットワークの構築は本契約相手先が行ったものである。当該ネットワークは市行政業務情報システム及び各種内部情報システムが稼働し、インターネットにも接続しており、当局が日々の業務を遂行する上で重要な基幹ネットワークであることから、これを一元的に管理運用し、安定稼働を図るために随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
水道料金系システム保守業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
17,325,000円
- 7 契約内容
平成23年1月から運用を開始した新たな水道料金系システムを安定的に運用するため、運用支援、障害対応及びシステム改修等のシステム保守の作業等を委託するものである。
- 8 随意契約の理由
本システムは、上下水道局の基幹的業務である料金業務を支えるシステムであり、システム障害が発生した場合は局内業務のみならず、市民生活にも多大なる影響を及ぼすことになる。
同システムは、日本電気株式会社の開発した製品である水道営業総合システム「Hyper Aqua ハイパーアクア・上下水道料金業務ソリューション」のパッケージ基盤を利用し、既に同社が開発した共通モジュールを組み合わせ、さらに京都市上下水道局向けに業務システムの本体部分を独自開発したものであり、本委託業務を行うためには同システムの内部構造、環境設定、個々のモジュールの関係性及び開発の経緯等について詳細に内容を把握している者でなければ実施できない。
以上により、本契約の目的を果たすことが可能な事業者は、開発業者である日本電気株式会社に限定されるため随意契約を採用することとしたい。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
システム運用支援業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
26,763,000円
- 7 契約内容
水道料金系システム（平成23年1月運用開始）と連携する各周辺システム、各営業所等に配備したパソコン、プリンタ、ハンディターミナル及びデータセンタに設置したサーバ並びにネットワーク機器等全般の安定的な業務運用を維持するために、業務システム運用管理者に対する支援を、専門知識を持ったシステムエンジニアに委託するものである。
- 8 随意契約の理由
運用管理の対象となる業務システムや機器等はすべて料金系ネットワーク上で稼働しており、各システムの動作環境やシステム間のデータ連携は同ネットワークと密に接続するものである。
また、一般に調達可能な機器類で構成されているため、障害が発生すると、原因の特定が難しく、責任の所在が曖昧になり対応が遅れる場合がある。このような場合に、ネットワークを含め各周辺システム全体を俯瞰し、原因を切り分けて対応方針を速やかに決定し、保守業者等に的確な指示をすることが必要である。
さらに、広範囲に影響を及ぼすシステム停止のリスクを避けるため、各種の予防措置を日常的に実施しなければならないが、そのためにはネットワークや各周辺システムも含めた運用資料を集約的に管理し、かつ機器の稼働状況やシステム間の連携を監視することで、早い時期に危険を察知し対策を講じる必要がある。これらの作業には、当局の業務運用に関する知識や経験と、料金系ネットワークをはじめ水道料金系システムと連携する各周辺システム、ハンディターミナル等の一連となったシステムについての豊富な知識を持った者の支援が必要であり、他の事業者が実施した場合、水道料金システム及びこれと連携する各周辺システムの運用が停止する等、当局の根幹である料金業務等の運用に重大な影響が生じるおそれがあり、これらシステムについて開発及び保守を行って

いる事業者でなければ、的確かつ十分な支援を得られない。

以上により、本契約の目的を果たすことが可能な事業者は、一者に限定されるため随意契約を採用することとしたい。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本件の委託作業に必要な知識と実績のある事業者は、水道料金系ネットワークを構築し運用を受託しており、また、水道料金系システムと連携する各周辺システム及びハンディターミナル等を開発した株式会社京信システムサービスだけであり、同者を選定するものである。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市上下水道局業務系システム仮想化サーバ設計及び構築業務

2 担当所属名

上下水道局総務部総務課

3 契約締結日

令和4年4月1日

4 履行期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス

6 契約金額（税込み）

19,602,000円

7 契約内容

本業務は、経営ビジョン・プランに基づく業務執行体制の見直しや民間活力の導入等による経営効率化の一環として、ICTの活用によるコスト縮減等を目的とした業務系システムサーバの仮想化に関する設計及び構築業務を行うものである。

本業務の委託事業者の選定に当たっては価格だけでなく、これ以外の要件（基盤設計及び構築業務に係る能力をはじめ、企画内容や実施体制等）における競争によっても契約の相手方を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式を採用し、この方式により選定した事業者と随意契約を締結するものである。

8 随意契約の理由

本業務の委託事業者の選定に当たって実施した公募型プロポーザル方式の手続において参加事業者から提案を受け、提案内容について当局で定めた評価基準に基づき評価を行った結果、最高評価点を獲得した株式会社京信システムサービスが本業務の委託先として適当であると判断したものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

人事給与システムサーバ等の賃貸借及び保守管理

2 担当所属名

上下水道局総務部職員課

3 契約締結日

令和4年4月1日

4 履行期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
NECキャピタルソリューション株式会社

6 契約金額（税込み）

41,316,000円

7 契約内容

人事給与・庶務事務システム等（以下、「本システム」という。）に係るハードウェアやソフトウェア等の賃貸借及び保守管理等を委託するものである。

8 随意契約の理由

本システムは、再構築業務の委託業者である日本電気株式会社が独自に開発したものであり、日本電気株式会社製のソフトウェア等によって実現している。当該ソフトウェア等全てが確実に維持されなければ、システムの安定稼働に支障が生じ、職員の給与計算ができないなど多大なる影響を与えることにも直結する。

このことから、システムの安定稼働を確保するためには、上記のソフトウェアを含む機器及びソフトウェアの賃貸だけでなく、これらに精通した技術者によるシステム環境機能維持のための保守管理業務（運用支援、障害対応、予防保守等）を包含したリース契約を締結する必要がある。

本件機器及びソフトウェアの賃貸借及び保守管理には、調達機器等の技術情報等だけでなく、本システムに係る詳細な技術情報等を有している者でなければ、本システムの安定稼働を維持することができないため、本システムに係る詳細な技術情報や構成、本件調達機器及びソフトウェアに係る技術情報等を熟知している者に契約の相手方が特定される。

また、前述の保守管理業務は、システムの安定稼働の維持のために、本システムに係る運用保守業務（別途日本電気株式会社と随意契約。以下、「運用保守業務」という。）と密接に連携して実施されることが不可欠である。たとえば、本システムの構成要素に起因して、不具合が発生した場合において、速やかに原因の切分けや復旧作業を実施することが求められるが、本システムの構成等を熟知していない者が本作業を実施すると、原因箇所の特定に時間がかかり、

復旧に多大な時間を要するおそれがあり、本契約の目的を達成することができないのみならず運用保守業務の契約の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがある。

以上のことから、当該相手方は、本システムの構築業務及び運用保守業務の委託事業者であり、本件調達機器及びソフトウェアの製造元である日本電気株式会社から本システムに係る技術情報等の提供を受けており、調達機器及びソフトウェアに係る保守管理業務に必要となる詳細な技術情報や高度な専門技術及び知識を有しているNECキャピタルソリューション株式会社に限られ、本件調達の仕様を満たす物品及びサービスを提供できる唯一の企業である。よって、競争入札に適さないため、同社と随意契約を行うものである。

なお、本システム再構築業務の調達のための総合評価一般競争入札（令和2年3月実施）において、評価項目として、再構築経費だけでなく、再構築後に必要となる本件を含む維持管理経費についても提示を受けたうえで評価を行っており、随意契約ではあるものの、一定の競争性が働いているものである。

（日本電気株式会社は機器及びソフトウェア等のリース契約を行っておらず、NECグループの当該部門はNECキャピタルソリューション株式会社が担っている。）

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号及び第2号

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記「8 随意契約の理由」よりNECキャピタルソリューション株式会社を選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人事給与・庶務事務システム等の運用保守業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部職員課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
21,936,200円
- 7 契約内容
人事給与・庶務事務システム等（以下「本システム」という。）で管理している当局職員の人事、給与データ等を安全かつ正確に運用管理するために保守サービスを受けようとするもの。
- 8 随意契約の理由
本契約の目的は、万一のシステム障害発生時に迅速なサポートを受けることにあるが、本システムは日本電気株式会社（以下「同社」という。）が独自に開発したパッケージソフトウェア「GPRIME人事給与・庶務事務システム」等に適正規模のカスタマイズを施して構築しており、当該ソフトウェアの開発及び同カスタマイズに当たっては同社独自の知識や技術（ノウハウ）等が用いられているため、その内部構造や環境設定等に関するノウハウ等を有しない同社以外の他者と契約した場合、障害発生時の復旧作業に長時間を要する等、給与計算、休暇申請等すべての人事給与業務等の運用に著しい支障を生じる恐れがある。また、本契約では本システムの軽易な機能修正やデータ修正も委託業務に含むが、本システムの一部を開発元と異なる他者の手で修正し、後日、本システムの障害が発生した際、責任区分があいまいになるとともに、原因究明が困難になる恐れがある。
また、「京都市上下水道局人事給与・庶務事務システム等の構築業務委託」において、本契約を随意契約することを前提に複数の契約の相手方の候補者から必要な経費の見積書についても徴取し、評価する総合評価競争入札を実施している。
これらのことから本件は、同社との随意契約を行うものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

日本電気株式会社は、本システムの構築事業者であり、上記「8 随意契約の理由」を満たす唯一の者であることから、同社を選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市上下水道局インターネット受付システム保守業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部お客さまサービス推進室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区大深町4番20号
株式会社エフレジ
- 6 契約金額（税込み）
8,976,000円
- 7 契約内容
本契約は、京都市上下水道局インターネット受付システムの運用支援、障害対応といったシステムの保守及びシステム改修等の作業を委託するものである。
- 8 随意契約の理由
同システムは、株式会社エフレジが京都市上下水道局向けにシステムを独自開発したものであり、本委託業務を行うためには同システムの内部構造、環境設定、個々のモジュールの関係性及び開発の経緯等について詳細に内容を把握し、かつサーバーを管理している者でなければ実施できない。
そのため、その他の者が有し得ない専門的な知識、技術等を有する一者に限定されることから、本件は随意契約を採用する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

ハンディターミナルのシステム及び機器保守等委託

2 担当所属名

上下水道局総務部お客さまサービス推進室

3 契約締結日

令和4年4月1日

4 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス

6 契約金額（税込み）

15,051,300円

7 契約内容

本件委託業務の対象となるハンディターミナルシステム（以下、「本システム」という。）は、平成16年度に株式会社京信システムサービスにより開発、納入されたシステムである。本件委託では、本システムに使用しているハンディターミナル機等に係るシステム及びハードウェアの保守サービスを受けようとするものである。

8 随意契約の理由

各業務システム及びハードウェアの障害発生時には、その解消のため、迅速なサポートを受ける必要があるが、他社と契約した場合、システム障害が発生した際の責任区分があいまいになり、原因究明が困難になることで、各業務に著しい支障が生じる恐れがある。

また、本件ではシステムの軽易な機能追加、機能改良も委託業務に含むため、システムの一部を開発元と異なる業者の手で改修した場合、既存のシステム等の機能を損ない、契約の目的を達成することができない可能性があるため、システム開発元と随意契約を行うものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
財務会計及び契約管理システム保守サービス
- 2 担当所属名
上下水道局経営戦略室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1月から令和5月3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
19,008,000円
- 7 契約内容
現在運用中の京都市上下水道局財務会計システム及び契約管理システムの運用支援及び障害時保守を委託するものである。
- 8 随意契約の理由
システムソフトウェアは、日本電気製パッケージソフトウェアを利用したカスタマイズ開発であり、運用を安定的に行うためには、システム内の内部構造や環境設定に関する技術知識を知り得た業者の選定が必要であるため、ソフトウェアの開発元との随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市水道管路及び下水道管路の更新に係る長期見通し検討業務

2 担当所属名

上下水道局経営戦略室

3 契約締結日

令和4年7月12日

4 履行期間

令和4年7月12日から令和6年9月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府吹田市江坂町1丁目23番101号
株式会社日水コン 大阪支所

6 契約金額（税込み）

61,600,000円

7 契約内容

本業務では、水道管路及び下水道管路の更新需要が今後増加していくことを踏まえ、限られた事業費の中で最小限のリスクとなるように更新の優先順位を設定し、更なる平準化について検討を行い、100年間の長期的な更新需要及び50年間の財政収支の見通しを作成する。

8 随意契約の理由

この業務の委託事業者の選定に当たっては、主として価格以外の要素（契約の目的物である調査報告書等の性能）における競争によって契約の相手方を選定する必要があったため、公募型プロポーザル方式を採用し、この方式により選定した事業者と随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

この業務の委託事業者の選定に当たって実施した公募型プロポーザル方式の手続きにおいて、株式会社日水コンから提案を受け、当該事業者の提案内容について当局で定めた評価基準に基づき評価を行った結果、本件の委託先として適当であると判断した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市上下水道局土木積算システムの保守管理委託
- 2 担当所属名
上下水道局技術監理室監理課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区赤坂5丁目2番20号
一般財団法人日本建設情報総合センター
- 6 契約金額（税込み）
11,110,000円
- 7 契約内容
上下水道局土木積算システムを安定的に使用するために保守管理を委託するもの
- 8 随意契約の理由
上下水道局における土木積算業務は、財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が開発したシステムを採用している。このシステムの技術仕様はJACIC独自のものであり、他の業者では適正な保守管理を行えないだけでなく、システム障害発生時に対処できず、様々な業務に影響が及び、事業が停滞するおそれがある。
また、本積算システムは、京都市建設局が管理する土木積算システムに、上下水道事業に係る積算機能を追加しているものであり、建設局の積算システムと一体となっていることから、建設局と別の業者を採用した場合、責任区分があいまいになるおそれがある。
以上のことから、本契約の目的を達成するため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
システムの開発及び保守管理を行っている一般財団法人日本建設情報総合センターのみが、本件委託業務を実施できるため、当該業者を選定するものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市上下水道局総合庁舎への移転に係る電話設備移設等作業委託
- 2 担当所属名
上下水道局技術監理室監理課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和4年7月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンク株式会社
- 6 契約金額（税込み）
19,859,180円
- 7 契約内容
構内電話設備賃貸借等業務により設置された構内電話設備（IP電話等）の一部について、市内南部エリアを所管する水道・下水道の事業所及び本庁舎が総合庁舎に移転することに伴い、設置箇所を変更し、各端末の設定変更等を行うもの。
- 8 随意契約の理由
本業務は、ソフトバンク株式会社と締結した「京都市上下水道局構内電話設備賃貸借等業務」（契約日平成29年4月1日）により構築した電話設備の一部について、新庁舎へ移転することに伴い、設置箇所を変更し、固定電話機及び携帯電話の設定変更等を行うものである。
現在、電話設備は、京都市上下水道局構内電話設備賃貸借等業務において、構築、運用しているが、設置箇所の変更、設定変更等を行うには、電話設備を構築した同社でなければ、既存の電話設備の機能を損なうことなく遂行することができない。
以上の理由により、本業務の受託に適した業者はソフトバンク株式会社以外にないため、随意契約を採用し、同社と契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
石田水環境保全センター電話交換機更新等委託
- 2 担当所属名
上下水道局技術監理室監理課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンク株式会社
- 6 契約金額（税込み）
17,622,000円
- 7 契約内容
石田水環境保全センターにおける電話設備一式について、局内のIP電話等に接続させるため、既存のPHS網に代わる携帯電話の電波網の整備を行うとともに、電話交換機等の通信機器の更新、設置、設定変更等を行うもの。
- 8 随意契約の理由
本業務は、石田水環境保全センター構内の電話設備一式について、ソフトバンク株式会社と締結した「京都市上下水道局構内電話設備賃借等業務」（契約日平成29年4月1日）により構築した電話設備と接続するため、携帯電話の電波網を整備するとともに、必要機器の更新、設定等を行うものである。
現在、局内の大部分の電話設備は、京都市上下水道局構内電話設備賃借等業務において、構築、運用しているが、機器の設置、設定変更等を行うには、電話設備を構築した同社でなければ、既存の電話設備の機能を損なうことなく遂行することができない。
以上の理由により、本業務の受託に適した業者はソフトバンク株式会社以外にないため、随意契約を採用し、同社と契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
松ヶ崎浄水場電話交換機更新等委託
- 2 担当所属名
上下水道局技術監理室監理課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンク株式会社
- 6 契約金額（税込み）
15,730,000円
- 7 契約内容
松ヶ崎浄水場における電話設備一式について、局内のIP電話等に接続させるため、既存のPHS網に代わる携帯電話の電波網の整備を行うとともに、電話交換機等の通信機器の更新、設置、設定変更等を行うもの。
- 8 随意契約の理由
本業務は、松ヶ崎浄水場構内の電話設備一式について、ソフトバンク株式会社と締結した「京都市上下水道局構内電話設備賃借等業務」（契約日平成29年4月1日）により構築した電話設備と接続するため、携帯電話の電波網を整備するとともに、必要機器の更新、設定等を行うものである。
現在、局内の大部分の電話設備は、京都市上下水道局構内電話設備賃借等業務において、構築、運用しているが、機器の設置、設定変更等を行うには、電話設備を構築した同社でなければ、既存の電話設備の機能を損なうことなく遂行することができない。
以上の理由により、本業務の受託に適した業者はソフトバンク株式会社以外にないため、随意契約を採用し、同社と契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
水質管理センター水質第1課改修工事（その1） ただし、機械設備工事
（京都市東山区粟田口華頂町3番地）
- 2 担当所属名
上下水道局技術監理室監理課
- 3 契約締結日
令和4年9月13日
- 4 履行期間
令和4年9月14日から令和6年3月6日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区梅津堤下町7番地
株式会社関西空調
- 6 契約金額（税込み）
69,850,000円
- 7 契約内容
水質管理センター水質第1課において、空気調和設備、換気設備、給排水衛生設備等の改修を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件は、令和4年6月に公告を行い、一般競争入札に付したところ、1者も応札が無く、再度、8月に公告を行い一般競争入札に付したが、それでもなお、1者も有効な応札が無かったため、当初予定していた予定価格の範囲内で工事の完成が可能である者と随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
京都市上下水道局競争入札参加有資格者名簿の「管工事（空調関係）」種目に登録している複数の市内業者を対象に、本工事の受注が可能か確認するとともに、見積書の提出依頼を行った。
その結果、予定価格以下の金額かつ予定の工期内の工事が可能な業者のうち、一番安価な見積書を提出した株式会社関西空調を契約の相手方とするものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
管路情報管理システム用ソフトウェアの賃借及び管路情報管理システムの保守
- 2 担当所属名
上下水道局水道部管理課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
株式会社 管総研
- 6 契約金額（税込み）
10,307,000円
- 7 契約内容
本件は、当局が運用する管路情報管理システム（以下、「システム」という。）について、システムで使用する基本ソフトウェアの賃借及びシステムが正常な状態で維持するための保守の契約を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本システムは、システム保守事業者が独占的利用権を有するソフトウェアを利用しており、契約の目的を達成するためには、保守業者である株式会社管総研に契約の相手方が特定されるため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
水道施設台帳管理システム機能増設業務委託（その2）
- 2 担当所属名
上下水道局水道部管理課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
株式会社 管総研
- 6 契約金額（税込み）
13,035,000円
- 7 契約内容
本委託業務は、水道施設台帳管理システムの機能増設を行う業務である。
- 8 随意契約の理由
水道施設台帳管理システムは、改正水道法により作成及び保管が義務化された水道施設台帳を適切に運用、更新していくためシステム化を行うものであり、令和2年度契約の「水道施設台帳管理システム導入業務委託」において、既に導入しており、本契約ではその既存システムの機能増設を行う。
このため、既存の水道施設台帳管理システムの機能を損なうことなく、機能増設する必要があることから随意契約するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
管路情報管理システム システム運用業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局水道部管理課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
株式会社 管総研
- 6 契約金額（税込み）
25,190,000円
- 7 契約内容
本委託業務は、管路情報管理システム（以下「システム」という。）の運用を委託するものである。
- 8 随意契約の理由
本業務委託は、現在運用を行っているシステムの運用を行うものであるが、システムで使用しているマッピングソフト（e-Water）（以下、「ソフト」という。）の動作環境の安定、データの取扱い及び信頼性を確保しながら履行する必要があることから、ソフトの独占的利用権を持つ唯一の事業者である相手方と随意契約をする必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
管路情報管理システム システム改修業務委託（その2）
- 2 担当所属名
上下水道局水道部管理課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
株式会社 管総研
- 6 契約金額（税込み）
26,950,000円
- 7 契約内容
本委託業務は、管路情報管理システム（以下「システム」という。）で使用しているマッピングソフト（e-Water）（以下、「ソフト」という。）の改修を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本業務委託は、システムで使用しているソフトのバージョンアップを行い、利用者の利便性向上やシステム維持管理の効率化に資するシステム改修を行うものである。
本業務委託を履行できるのは、本システムで使用しているソフトを取り扱うことができる業者に限られるが、ソフトの独占的利用権を持つ唯一の事業者である相手方と随意契約をする必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市水道施設情報共有システム保守及びシステム保守管理業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局水道部管理課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
NEC ネットエスアイ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
27,629,800円
- 7 契約内容
本委託業務は、「京都市水道施設情報共有システム」（以下「システム」という。）の円滑な運用のために必要な保守サービスを受けようとするものである。
- 8 随意契約の理由
本件委託業務の対象となる「京都市水道施設情報共有システム」（以下「システム」という。）は、NEC ネットエスアイ株式会社により開発、納入されたシステムである。
本件契約の目的は、万一のシステム及び機器の障害発生時に迅速なサポートを受けることにあるが、他社と契約した場合、障害発生時の復旧作業に長時間を要する等、水道施設の維持管理業務等に著しく支障を来す恐れがある。また、本件ではシステムの軽易な機能追加、機能改良も委託業務に含むが、システムの一部を開発元と異なる業者の手で改修し、後日システムの障害が発生した際、責任区分が曖昧になるとともに、原因の特定が困難になる恐れがある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ポンプ設備緊急修理（貴船第2加圧所）
- 2 担当所属名
上下水道局水道部施設課
- 3 契約締結日
令和4年4月7日
- 4 履行期間
令和4年4月7日から令和4年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市山科区大宅御供田町193番地4
桐田機工株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,820,000円
- 7 契約内容
本作業は、貴船第2加圧所で使用している加圧ポンプが長期使用により故障し、運転不能になったため、部品の取替え等の修理を行い、本設備の機能回復を図るものである。
- 8 随意契約の理由
貴船第2加圧所の加圧ポンプが故障した。同ポンプは鞍馬・貴船浄水場から貴船配水池に加圧して配水するためのポンプであり貴船地域の配水に直結する。
同加圧所には、加圧ポンプ設備が全2系統あり、現在は同時期に設置した残りの1系統で送水を行っているが、同様の故障が発生すると、貴船地域への給水が出来なくなり市民生活に多大な影響が出るため早急に修理を行う必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
緊急を要するため、競争入札有資格者名簿に登録されている業者のうち、複数者から見積りを徴収したところ、桐田機工株式会社の見積りが一番安価であったため、選定したものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新山科系低区五条幹線配水管布設替（その2-1）工事
（京都市西京区桂畑ヶ田町 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日
令和4年5月16日
- 4 履行期間
令和4年5月17日から令和5年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府宇治市宇治善法114-17
株式会社 白川工業
- 6 契約金額（税込み）
22,880,000円
- 7 契約内容
本工事は、将来に亘る安定給水を図るため、国土交通省近畿地方整備局京都国土事務所にて施工中の「国道9号京都西共同溝到達立坑整備工事」の進捗状況に併せて、老朽化した幹線配水管（φ400mm）を鋼管（φ600mm）に布設替えするものである。
- 8 随意契約の理由
当該区間の水道管路は、立坑整備工事や同坑内に設置される他企業管路の工事と同一時期に布設する必要があり、施工時間や設置位置の緻密な調整を国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所、及び他企業施工業者と行わなければ工事の進捗に多大な影響を及ぼす恐れがある。また本工事は、立坑内に金具を設置する必要があり、立坑の品質にも影響を及ぼす恐れがあるため、金具設置位置等について位置調整が必要不可欠である。
以上のことから、本工事を立坑整備工事の請負者が施工することで、工事の輻輳が回避でき、安全な施工が確保できる。また着手前の地元折衝、他企業との工程調整に要する時間が短縮でき、大幅な工期短縮が可能となるとともに、経費の縮減も図れることから随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
弁室改造工事（京都市南区久世中久世町二丁目 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日
令和4年6月22日
- 4 履行期間
令和4年6月22日から令和4年10月14日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条西山町41番地
株式会社笹原建設
- 6 契約金額（税込み）
4,477,000円
- 7 契約内容
本工事は、老朽化による空気弁からの漏水を補修するため、改造を行うものである。
- 8 随意契約の理由
当該配水管φ800の空気弁部から現在漏水が発生している状況である。今後漏水が進行すれば、断水および濁水の影響が広範囲に及び、市民生活に多大な影響を与える恐れがある。また、当該漏水箇所をそのまま放置しておくことと二次災害につながる危険性が高い。
したがって、入札手続きによることなく、随意契約するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8の理由から、緊急工事業者登録の希望者募集要項に基づいて、令和4年度緊急工事業者登録のCブロック6、7月担当者である株式会社笹原建設を本工事の契約の相手方とするものである。

随意契約締結結果報告書

1 件名

維持管理履歴システム運用支援業務委託

2 担当所属名

上下水道局下水道部管理課

3 契約締結日

令和4年4月1日

4 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス

6 契約金額（税込み）

8,657,000円

7 契約内容

本業務委託は、維持管理履歴システムの安定的な稼働のために、システム障害対応等の運用保守及び運用支援業務を行うことを目的とする。

8 随意契約の理由

本システムは、管路施設の維持管理情報の記録や下水道施設を清掃する際に設計書を作成するもので、サブシステムを含めて多様な機能を持つ下水道部の基幹システムである。本システムは、当該開発業者が独自に開発したものであり、保守及び運用支援業務を行うためには、詳細なシステム構成を熟知していなければならないため、専門的な知識及び技術を有する本システムの開発業者と随意契約を採用するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
下水道台帳管理システム機能保守及び運用支援業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部管理課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都新宿区内藤町87番地
水道マッピングシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
15,664,000円
- 7 契約内容
本委託業務は下水道台帳管理システム等の保守及び運用支援等を行うことにより、システム全体の正常な運用を図ることを目的とする。
- 8 随意契約の理由
本システム開発業者との間で締結している使用権許諾契約では、他の者にシステムに係るプログラム等の開示、変更、消去等を許諾していないため、システムの機能の安定性を確保し、システム全体の正常な運用を図るには、システム開発業者と契約を締結する必要がある。
したがって、本システムの開発業者が、システムの著作権を有し、当局が使用権許諾契約を締結していることから、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約一覧表

整理 番号	契約日	件 名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和4年04月01日	下水道管路施設等巡視・点検業務委託（B地区）	14,504,934	上下水道局下水道部 きた下水道管路管理 センター	株式会社植田建設工業	地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第2号
002	令和4年04月01日	下水道管路施設等巡視・点検業務委託（A地区）	11,317,143	上下水道局下水道部 きた下水道管路管理 センター	株式会社斉藤工務店	地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第2号
003	令和4年08月19日	人孔上部整備（その1）工事 （京都市中京区西ノ京藤ノ木町 他地内）	3,135,000	上下水道局下水道部 きた下水道管路管理 センター	株式会社井上建設	地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第6号
004						
005						
006						
007						
008						
009						
010						
011						
012						
013						
014						

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
下水道管路施設等巡視・点検業務委託（B地区）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市左京区高野蓼原町7-1番地
株式会社植田建設工業
- 6 契約金額（税込み）
14,504,934円
- 7 契約内容
本委託は、表記地内の下水道施設の良好な維持管理を行うために巡視・点検作業を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件委託による巡視・点検の結果施設に不具合があった場合、緊急に対応する必要があり、巡視・点検作業と緊急清掃業者は密接に関連している。緊急時の対応を円滑かつ効率的に遂行するため、本件委託業者と緊急清掃等業者とを同一業者にすることにより、初期対応に遅れが生じず、市民生活への影響が軽減される。
そのため、「令和4年度下水道管路施設等緊急清掃・調査業務委託」の入札において、同入札の落札業者と本件委託についても契約を締結することを明記して執行しており、本件委託においては、あらかじめ契約の相手方を予定しているものであるため、緊急清掃・調査業務委託の契約者と随意契約締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
下水道管路施設等巡視・点検業務委託（A地区）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市左京区田中玄京町25
株式会社斉藤工務店
- 6 契約金額（税込み）
11,317,143円
- 7 契約内容
本委託は、表記地内の下水道施設の良好な維持管理を行うために巡視・点検作業を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件委託による巡視・点検の結果施設に不具合があった場合、緊急に対応する必要があり、巡視・点検作業と緊急清掃業者は密接に関連している。緊急時の対応を円滑かつ効率的に遂行するため、本件委託業者と緊急清掃等業者とを同一業者にすることにより、初期対応に遅れが生じず、市民生活への影響が軽減される。
そのため、「令和4年度下水道管路施設等緊急清掃・調査業務委託」の入札において、同入札の落札業者と本件委託についても契約を締結することを明記して執行しており、本件委託においては、あらかじめ契約の相手方を予定しているものであるため、緊急清掃・調査業務委託の契約者と随意契約締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

人孔上部整備（その1）工事（京都市中京区西ノ京藤ノ木町 他地内）

2 担当所属名

上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター

3 契約締結日

令和4年8月19日

4 履行期間

令和4年8月20日から令和5年3月15日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市右京区京北下弓削町町下14番地
株式会社井上建設

6 契約金額（税込み）

3,135,000円

7 契約内容

本工事は、標記地内において建設局土木管理部西部土木事務所が施工する交差点改良工事に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整や、現在設置されている老朽化した旧型の鉄蓋を現行の鉄蓋へ交換するものである。

8 随意契約の理由

本件工事は、交差点改良工事区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係わる費用や交通の安全管理に必要な経費の軽減等を行うことが可能になる。

これらを総合的に判断し、当該工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約一覧表

整理番号	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和4年04月25日	人孔上部整備(その1)工事(京都市伏見区醍醐南西裏町 他地内)	2,816,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	株式会社宮田工業	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
002	令和4年07月05日	人孔上部整備(その3)工事(京都市山科区上花山久保町 他地内)	5,687,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	株式会社松本組	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
003	令和4年07月15日	人孔上部整備(その4)工事(京都市山科区小山镇守町 他地内)	5,060,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	株式会社MAX	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
004	令和4年08月02日	人孔上部整備(その5)工事(京都市山科区西野山欠ノ上町 他地内)	4,290,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	丸林建設工業株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
005	令和4年09月12日	人孔上部整備(その6)工事(京都市伏見区桃山町西尾 他地内)	9,999,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	コスモ建設工業株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
006	令和4年09月15日	人孔上部整備(その7)工事(京都市山科区西野今屋敷町 他地内)	4,290,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	白山道路建設株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
007	令和4年04月04日	公共下水道管路施設整備(その1)工事(京都市伏見区下鳥羽北ノ口町 他地内)	85,250,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	西山グリーン株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
008	令和4年04月01日	下水道管路施設等巡視・点検業務委託(C地区)	6,183,112	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	京和産業株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
009	令和4年04月01日	下水道管路施設等巡視・点検業務委託(D地区)	17,004,735	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	株式会社鈴木メンテナンス	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
010						
011						
012						
013						
014						

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その1）工事（京都市伏見区醍醐南西裏町 他地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和4年4月25日
- 4 履行期間
令和4年4月26日から令和4年6月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区上鳥羽岩ノ本町57番地1
株式会社宮田工業
- 6 契約金額（税込み）
2,816,000円
- 7 契約内容
本件工事は、標記地内において上下水道局水道部水道管路課が施工する路面復旧工事に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、路面復旧工事区域内で実施するものであり、同復旧工事の施工業者に本件工事を発注し一体的に施工することで、施工責任の一元化が可能となる。そのことにより、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係る費用及び交通の安全管理に必要な経費の軽減等が実現する。
これらを総合的に判断し、当該整備工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その3）工事（京都市山科区上花山久保町 他地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和4年7月5日
- 4 履行期間
令和4年7月6日から令和4年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区中島樋ノ上町20番地
株式会社松本組
- 6 契約金額（税込み）
5,687,000円
- 7 契約内容
本件工事は、標記地内において上下水道局水道部水道管路課が施工する路面復旧工事に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、路面復旧工事区域内で実施するものであり、同復旧工事の施工業者に本件工事を発注し一体的に施工することで、施工責任の一元化が可能となる。そのことにより、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係る費用及び交通の安全管理に必要な経費の軽減等が実現する。
これらを総合的に判断し、当該整備工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その４）工事（京都市山科区小山鎮守町 他地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和４年７月１５日
- 4 履行期間
令和４年７月１６日から令和４年１０月１３日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区横大路千両松町７０番地
株式会社MAX
- 6 契約金額（税込み）
５, ０６０, ０００円
- 7 契約内容
本件工事は、標記地内において上下水道局水道部水道管路課が施工する路面復旧工事に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、路面復旧工事区域内で実施するものであり、同復旧工事の施工業者に本件工事を発注し一体的に施工することで、施工責任の一元化が可能となる。そのことにより、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係る費用及び交通の安全管理に必要な経費の軽減等が実現する。
これらを総合的に判断し、当該整備工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
 地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第６号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その5）工事（京都市山科区西野山欠ノ上町 他地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和4年8月2日
- 4 履行期間
令和4年8月3日から令和4年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市山科区勸修寺南大日町150番地
丸林建設工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
4,290,000円
- 7 契約内容
本件工事は、標記地内において上下水道局水道部水道管路課が施工する路面復旧工事に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、路面復旧工事区域内で実施するものであり、同復旧工事の施工業者に本件工事を発注し一体的に施工することで、施工責任の一元化が可能となる。そのことにより、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係る費用及び交通の安全管理に必要な経費の軽減等が実現する。
これらを総合的に判断し、当該整備工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その6）工事（京都市伏見区桃山町西尾 他地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和4年9月12日
- 4 履行期間
令和4年9月13日から令和5年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市西京区桂畑ケ田町84番地
コスモ建設工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
9,999,000円
- 7 契約内容
本件工事は、標記地内において上下水道局水道部水道管路課が施工する路面復旧工事に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、路面復旧工事区域内で実施するものであり、同復旧工事の施工業者に本件工事を発注し一体的に施工することで、施工責任の一元化が可能となる。そのことにより、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係る費用及び交通の安全管理に必要な経費の軽減等が実現する。
これらを総合的に判断し、当該整備工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その7）工事（京都市山科区西野今屋敷町 他地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和4年9月15日
- 4 履行期間
令和4年9月16日から令和4年12月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市左京区北白川東瀬ノ内町35番地
白山道路建設株式会社
- 6 契約金額（税込み）
4,290,000円
- 7 契約内容
本件工事は、標記地内において上下水道局水道部水道管路課が施工する路面復旧工事に際し、既設人孔鉄蓋の高さ調整及び耐用年数を超えた旧規格の鉄蓋交換を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、路面復旧工事区域内で実施するものであり、同復旧工事の施工業者に本件工事を発注し一体的に施工することで、施工責任の一元化が可能となる。そのことにより、工程調整に要する時間の短縮及び必要な経費の軽減等が実現する。
これらを総合的に判断し、当該整備工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
公共下水道管渠施設整備（その1）工事（京都市伏見区下鳥羽北ノ口町 他地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和4年4月4日
- 4 履行期間
令和4年4月4日から令和4年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市西京区大原野小塩町842番地
西山グリーン株式会社
- 6 契約金額（税込み）
85,250,000円
- 7 契約内容
本件工事は、標記地内において既設雨水排水施設に閉塞等が生じていることから、流水機能への支障の危険性が高いため、早急に改善する必要がある。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、緊急業者対応の施工のため随意契約をするものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
下水道管路施設等巡視・点検業務委託（C地区）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区上鳥羽角田町89番地
京和産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,183,112円
- 7 契約内容
本件業務委託は、標記地内の下水道施設の良好な維持管理を行うために巡視・点検作業を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件委託による巡視・点検の結果施設に不具合があった場合、緊急に対応する必要があり、巡視・点検作業と緊急清掃業者は密接に関連している。緊急時の対応を円滑かつ効率的に遂行するため、本件委託業者と緊急清掃等業者とを同一業者にすることにより、初期対応に遅れが生じず、市民生活への影響が軽減される。
そのため、「令和4年度下水道管路施設等緊急清掃・調査業務委託」の入札において、同入札の落札業者と本件委託についても契約を締結することを明記して執行しており、本件委託においては、あらかじめ契約の相手方を予定しているものであるため、緊急清掃・調査業務委託の契約者と随意契約締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
下水道管路施設等巡視・点検業務委託（D地区）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区西院月双町33番地
株式会社鈴木メンテナンス
- 6 契約金額（税込み）
17,004,735円
- 7 契約内容
本件業務委託は、標記地内の下水道施設の良好な維持管理を行うために巡視・点検作業を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件委託による巡視・点検の結果施設に不具合があった場合、緊急に対応する必要がある、巡視・点検作業と緊急清掃業者は密接に関連している。緊急時の対応を円滑かつ効率的に遂行するため、本件委託業者と緊急清掃等業者とを同一業者にすることにより、初期対応に遅れが生じず、市民生活への影響が軽減される。
そのため、「令和4年度下水道管路施設等緊急清掃・調査業務委託」の入札において、同入札の落札業者と本件委託についても契約を締結することを明記して執行しており、本件委託においては、あらかじめ契約の相手方を予定しているものであるため、緊急清掃・調査業務委託の契約者と随意契約締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約一覧表

整理 番号	契約日	件 名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和4年05月25日	維持管理履歴システム事業場排水管理機能改修業務委託	29,920,000	上下水道局下水道部 施設課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第2号
002						
003						
004						
005						
006						
007						
008						
009						
010						
011						
012						
013						
014						

随意契約締結結果報告書

1 件名
維持管理履歴システム事業場排水管理機能改修業務委託

2 担当所属名
上下水道局下水道部施設課

3 契約締結日
令和4年5月25日

4 履行期間
令和4年5月26日から令和5年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス

6 契約金額（税込み）
29,920,000円

7 契約内容

すでに稼働中の維持管理履歴システムの動作環境を利用し、現在、下水道部施設課で運用する事業場排水管理システムが抱える、情報セキュリティ対策及び現行業務に対する機能不足並びに高コストな運用費用等の各課題を解消する。下水道部認証システムを利用して情報セキュリティを現在の水準に引き上げる。維持管理履歴システムの機能拡張とすることで、下水道部内の各課の枠を越えての情報利用が可能となり、緊急時の迅速な対応を実現する。維持管理履歴システムを利用することで、当局で持つICT資産及び稼働環境の共用化を進め、全体的なシステム経費の縮減を図る。これらの開発に合わせて、現行業務に対応できる仕様を盛り込む。従来の課題解消と今後の業務向上のために追加機能を構築するものである。

8 随意契約の理由

「下水道部認証システム」及び「維持管理履歴システム」を利用する。すでに稼働中であるシステムに影響を与えないように機能追加を行う必要があるため、「下水道部認証システム」及び「維持管理履歴システム」を開発した業者と契約する必要がある。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約一覧表

整理 番号	契約日	件 名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和4年04月01日	鳥羽 普及啓発業務及び下水道技術研修業務委託	20,617,300	上下水道局下水道部 鳥羽水環境保全セン ター水処理第1課	一般財団法人 京都市上下水道 サービス協会	地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第2号
002						
003						
004						
005						
006						
007						
008						
009						
010						
011						
012						
013						
014						

随意契約締結結果報告書

1 件名
鳥羽 普及啓発業務及び下水道技術研修業務委託

2 担当所属名
上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター水処理第1課

3 契約締結日
令和4年4月1日

4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区西九条菅田町7番地3
一般財団法人 京都市上下水道サービス協会

6 契約金額（税込み）
20,617,300円

7 契約内容

下水道事業に対する市民の理解向上及びイメージアップを図ることを主な目的としている。小学生や一般市民等の見学者に対する施設案内を行い、下水道事業の普及啓発を行うとともに、見学コース等にあるせせらぎ用水施設の保守管理を行うものである。また、当局職員の下水道に関する知識及び技術の能力向上を図るため、下水道技術研修施設を効果的に活用した研修を行うものである。

8 随意契約の理由

本業務は、環境学習の一環として鳥羽水環境保全センターを訪れる小学生や一般市民等の見学者に対する施設案内、再制水利用施設であるせせらぎ水路について再生水利用の水質基準等に適合するよう保守管理すること、並びに下水道技術研修施設を活用した研修の実施により当局職員の下水道に関する知識及び技術の能力向上を図ることを主な内容としており、本業務を遂行するに当たっては、以下に掲げる能力が必要である。

- (1) 一般市民等見学者に対して本市水道事業・公共下水道事業を正確に説明し、確実に理解してもらうため、下水処理施設の内容のみならず、水循環に対する知識、法制度など水道・公共下水道全般にわたって精通していること。また、市民の理解を深めるため、本市水道事業・公共下水道事業に関する歴史的背景を十分に理解し説明できるとともに、長期的・継続的視点に立った広報を効果的に展開できること。
- (2) せせらぎ水路は、再生水を利用した施設として、公共下水道事業の普及啓発の観点から環境学習や施設見学と効果的に連携させて活用し、一般市民が下水道に親しみをもち憩いの場として利用できるように常時開放した施設である。そのため、本水路の説明には上記(1)に掲げる能力が必

要となるとともに、再生水利用施設として、再生水利用の水質基準等に適合するよう管理できる専門的知識・技術を併せ持つこと。

- (3) 下水道技術研修施設は、体験型の実習を通じて、下水道の維持管理に必要な知識・技術の習得及びノウハウの継承を行うために活用することを目的としており、効果的な研修及び運営を実施するためには、管路系、機械系、電気系それぞれの分野において豊富で幅広い下水道の知識・経験・専門的技術を有する必要があること。

以上の条件を満たすものは、一般財団法人京都市上下水道サービス協会 1 者のみである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

一般財団法人京都市上下水道サービス協会は、長年にわたり本市の水道事業・公共下水道事業を補完してきた。また、本業務は、本市水道事業、公共下水道事業を全般にわたり熟知し、本市の水道・下水道施設及び設備を広く把握するとともに、下水道の維持管理に必要な専門知識・技術が必要となるなど、豊富な経験に基づく幅広い知識及び技術が求められる。これらの条件をすべて満たす者は 1 者しかいないため、一般財団法人京都市上下水道サービス協会に委託するものである。

随意契約一覧表

整理 番号	契約日	件 名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和4年04月01日	吉祥院 A系最初沈殿池汚泥かき寄せ機修理（京都市上下水道局下水道部 鳥羽水環境保全センター吉祥院支所）	7,590,000	上下水道局下水道部 鳥羽水環境保全センター吉祥院支所	株式会社日立プラントサービス 関西支店	地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第5号
002						
003						
004						
005						
006						
007						
008						
009						
010						
011						
012						
013						
014						

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
吉祥院 A系最初沈殿池汚泥かき寄せ機修理（京都市上下水道局下水道部 鳥羽水環境保全センター吉祥院支所）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター吉祥院支所
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和4年7月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区本町1丁目8番12号
株式会社日立プラントサービス関西支店
- 6 契約金額（税込み）
7,590,000円
- 7 契約内容
A系最初沈殿池に設置されている汚泥かき寄せ機が長期の使用により故障し、運転不能になったため、修理を行うもの。
- 8 随意契約の理由
このままでは、適切な水処理ができず、放流水質に悪影響を与えて市民生活に重大な支障をきたすおそれがあることから、緊急に修理・復旧する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
今回の修理については、競争入札有資格者に登録されている業者で修理工法及び機材の手配を含め迅速に対応できる数社に連絡した。その結果、最も見積もりが安価であった株式会社日立プラントサービスを選定した。

随意契約一覧表

整理 番号	契約日	件 名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和4年07月14日	伏見 特高電気棟受配電設備修理(京都市上下水道局下水道部伏見水環境保全センター)	2,750,000	上下水道局下水道部 伏見水環境保全センター	関西日立株式会社 京滋支社	地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第5号
002						
003						
004						
005						
006						
007						
008						
009						
010						
011						
012						
013						
014						

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
伏見 特高電気棟受配電設備修理（京都市上下水道局下水道部伏見水環境保全センター）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部伏見水環境保全センター
- 3 契約締結日
令和4年7月14日
- 4 履行期間
令和4年7月14日から令和4年10月14日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区竹田田中宮町14番地
関西日立株式会社 京滋支社
- 6 契約金額（税込み）
2,750,000円
- 7 契約内容
伏見水環境保全センターの特高電気棟の受配電設備の保護継電器が長期使用により故障したため、取替修理を行い機能復旧するものである。
- 8 随意契約の理由
当該設備は伏見水環境保全センターの合流ポンプ場の配電機能を担っており、機能停止により揚水機能が確保できず、市民生活に影響を及ぼすため、緊急に修理するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
緊急を要するため競争入札有資格者に登録されている業者で修理工法及び器材の手配を含め迅速に対応できる数件に連絡した。その結果、関西日立(株)が本設備を熟知し迅速に対応ができ、かつ安価であったため選定した。

随意契約一覧表

整理 番号	契約日	件 名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和4年07月19日	中大口径管における点検調査技術に関する調査研究委託	10,615,000	上下水道局下水道部 計画課	公益財団法人 日本下水道新技術機構	地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第2号
002	令和4年08月18日	京都市公共下水道施設マネジメント（管路）基本方針検討（その2） 業務委託	15,340,600	上下水道局下水道部 計画課	パシフィックコンサルタンツ株式会社 京都事務所	地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第2号
003						
004						
005						
006						
007						
008						
009						
010						
011						
012						
013						
014						

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
中大口径管における点検調査技術に関する調査研究委託
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部計画課
- 3 契約締結日
令和4年7月19日
- 4 履行期間
令和4年7月19日から令和5年3月24日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都新宿区水道町3番1号
公益財団法人 日本下水道新技術機構
- 6 契約金額（税込み）
10,615,000円
- 7 契約内容
本業務は、調査困難な条件に該当する箇所の抽出・整理を行うとともに、各困難箇所への対応が期待される既存調査技術、新技術、他分野技術について調査を行い、今後の調査技術選定や試行による適用性確認を行うための基礎資料を作成する。また、先に実施した「下水道管きょ内情報の可視化に関する検討業務委託（その2）」で実施した浮流式カメラによる実証実験において課題となった事項について、改善に向けた実証実験を行うものである。
- 8 随意契約の理由
公益財団法人日本下水道新技術機構は、下水道に関する調査、研究、開発及び評価を行い、その成果の導入を促進すること等により、下水道の適正な整備、管理及び活用等を図り、地域社会の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与することなどを目的とする団体である。
また、同団体は、過年度に実施した下水道管きょ内情報の可視化業務委託を受託しており、上記の目的に資するための公益事業の実施等を通じて専門的な知識、技術を有し、特定のメーカーに偏らない中立的な立場での精度検証ができる唯一の団体であることから、本件業務の契約相手方とする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市公共下水道施設マネジメント（管路）基本方針検討（その2）業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部計画課
- 3 契約締結日
令和4年8月18日
- 4 履行期間
令和4年8月19日から令和5年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区烏丸通仏光寺上ル二帖半敷町646
パシフィックコンサルタンツ株式会社 京都事務所
- 6 契約金額（税込み）
15,340,600円
- 7 契約内容
本業務は、京都市公共下水道施設マネジメント（管路）基本方針検討（その1）業務委託から引き続き、旧規格管路を対象に、1次スクリーニング調査を実施し、重点対策エリアの抽出を行うとともに、調査結果を踏まえて、管路点検調査・計画策定支援システムの機能向上を図るものとする。
- 8 随意契約の理由
本市では、下水道施設のマネジメント推進のため、施設マネジメント支援システムを構築しており、平成28年度から「京都市公共下水道施設マネジメント基本方針検討業務委託」により機能の向上を図ってきた。
本業務は、施設マネジメント支援システムのうち、管路点検調査・計画策定支援システムについて、管路改築更新における優先順位の決定に必要なデータベースを構築するため、破損等のリスクが高い旧規格の管路を対象に管口カメラ調査を行い、その調査結果を踏まえて、管路点検調査・計画策定支援システムの機能を向上させるものである。
機能を向上させるためには、システムの内部構成を変更する等、システム改修が必要となるが、これらの機能を確保した上で改修を行うことができるのは、その稼働環境や内部構成等を熟知している開発・保守業者のみであるため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約一覧表

整理 番号	契約日	件 名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和4年07月14日	公共下水道管渠実施設計委託（その4）委託	13,750,000	上下水道局下水道部 設計課	ジェイアール東海コンサルタン ツ株式会社	地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第2号
002						
003						
004						
005						
006						
007						
008						
009						
010						
011						
012						
013						
014						

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
公共下水道管渠実施設計（その4）委託
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部設計課
- 3 契約締結日
令和4年7月14日
- 4 履行期間
令和4年7月15日から令和5年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
愛知県名古屋市中村区名駅五丁目33番10号
ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
13,750,000円
- 7 契約内容
本業務は、鳥羽第3導水きょ公共下水道工事に伴う、近接構造物（東海道新幹線）への影響解析業務を委託するものである。
- 8 随意契約の理由
本業務を実施するにあたっては、鉄道の運行安全を考慮した設計と施工計画の検討が必要であることから、施設の影響解析を踏まえた計測管理について施設を熟知し、技術力を有する指定業者で行うようにと、東海旅客鉄道株式会社から指示があったため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり